

京 都 大 学 の 名 義 並 び に エ ン ブ レ ム 、 ロ ゴ タ イ プ  
及 び ス ク ー ル カ ラ ー に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(名義等の使用許可)</p> <p>第10条 次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。なお、担当理事は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて産官学連携本部長に意見を聴取できる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第11条の2 担当理事は、前2条に規定する名義等使用の許可に際し、当該使用について必要な条件を付すことができる。</p> <p>(後 略)</p> <p>別図第1～第3 (略)</p>	<p>(名義等の使用許可)</p> <p>第10条</p> <p>(1)・(2)</p> <p>第11条</p> <p>(1)～(4)</p> <p>第11条の2</p> <p><u>第11条の3 前3条に規定する名義等の使用許可に関し、担当理事がその職務を行い得ない事情があるときは、理事のうちからあらかじめ担当理事が委託するものがその職務を代行する。</u></p> <p>別図第1～第3 (同 左)</p> <p>附 則 (令和4年8月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p>